

第5次袋井市地域福祉推進計画策定業務仕様書

1. 業務名称

第5次袋井市地域福祉推進計画策定業務

2. 業務目的

本業務は、現在進行中である第4次袋井市地域福祉推進計画の成果と課題及び国等における新たな動きや社会動向等を踏まえ、市の現況や関連施策、今後の地域福祉の推進に関する課題等を整理し、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条及び第109条の規定に基づく、第5次袋井市地域福祉推進計画を策定することを目的とする。

また、本計画は、袋井市社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画と一体的に作成し、1 成年後見制度利用促進基本計画、2 再犯防止推進計画、3 人権啓発基本計画を新たに加え、内容検討も併せて行うものとする。

なお、新たに策定する計画の期間は、令和8年度から令和12年度の5か年とする。

3. 業務内容

（1）打ち合わせ等

ア 業務受託者（以下、「乙」という。）は、策定業務を適正かつ円滑に実施するため、甲と緊密な連携をとり、策定業務の方針及び条件等の疑義を正すものとし、その内容については記録し、甲乙相互に確認する。

イ 打ち合わせを行った際には、乙はその結果について記録し、打ち合わせ終了後1週間以内に甲に対し記録簿・会議録・課題整理簿等として提出する。

ウ 打ち合わせについては、本計画が地域住民・福祉関係団体・福祉事業者・社会福祉協議会などの参画により策定すべきものであるとの位置づけから、必要に応じて甲以外の者が加わることを、乙は承諾するものとする。

（2）各種会議等の運営支援

本業務にあたり、甲が設置する袋井市地域福祉計画推進委員会等への資料提供、助言及び意見聴取等の支援を行う。

なお、開催回数は以下の回数を基本とするが、会議の進捗等の都合により変更する場合もあるものとする。

ア 袋井市地域福祉計画推進委員会

乙は、地域福祉推進組織や市民活動団体から選出され市長から委嘱を受けた15名によって構成する「袋井市地域福祉計画推進委員会」に出席し、助言及び意見聴取等を行い計画に反映させる。なお、会議の開催回数は3回程度とする。

イ 袋井市人権啓発推進協議会

乙は、学識経験を有するもの及び関係行政機関の中から市長から委嘱を受けた15名によって構成され、人権同和問題を正しく理解し、人権意識の高揚を図ることにより人権同和問題を解決するために設置される「袋井市人権啓発推進協議会」の結果の提供を甲から受け、助言等を行い計画に反映させる。なお、会議の開催回数は3回程度とする。

ウ 地域福祉懇談会、地域福祉関係団体懇談会等

乙は、甲が地域住民等の意見及び提言を伺い、計画に反映させることを目的に4中学校区単位で開催する地域福祉懇談会や地域福祉に関する活動状況や課題及び今後の取り組み等についての意向を把握することを目的に開催する地域福祉関係団体懇談会の結果など情報提供を甲から受け、助言等を行い計画に反映させる。なお、地域福祉懇談会、地域福祉関係団体懇談会等の会議への乙の出席は、原則として不要とする。

(3) 令和7年度の業務

ア 現状把握と課題整理

新たな計画の策定に向け、本市の上位及び並行関連計画について整理、分析及び課題整理を行うとともに、市内各地区の状況について、人口推移・年齢別人口・世帯構造・高齢化率・地域福祉関係団体の活動状況等を整理、分析する。

また、令和6年度に実施した地域福祉懇談会、地域福祉関係団体懇談会及び市民意識調査の結果を踏まえ、既存資料では把握が困難な課題及び地域住民の福祉ニーズ等について把握する。

(ア) 現行計画策定以降に整備された法制度や法改正など次期計画に盛り込まなければならない事項の整理

(イ) 社会動向及び国県等の動向、他自治体の先進的な取組の整理

1) 国の主な政策・制度の動向の整理

2) 県の計画や動向の整理

(ウ) 第4次袋井市地域福祉推進計画の成果と課題の分析、基礎調査を踏まえた袋井市における新たな動き、これからの展望の整理

1) 第4次袋井市地域福祉推進計画の成果と課題の分析

袋井市における新たな動き、資源、取組の整理、これからの社会変化に向けた、袋井市の課題の抽出と整理

2) 策定委員会への助言・内容整理等運営支援

イ 次期計画策定の基本的方向、取組の考察

1) 次期計画の基本的方向の検討

2) 主な取組の抽出

3) 成年後見制度利用促進基本計画、再犯防止推進計画、人権啓発基本計画の次期計画での位置づけ整理

ウ 計画書の取りまとめ

本業務において実施及び検討された内容について十分精査し、甲との協議のうえで、計画の素案として取りまとめを行い、計画書の内容について編集を行う。

エ 計画概要版策定業務

計画概要版作成

作成した計画の概要版の作成を行う。A4版8ページ

4. 業務期間(委託期間)

契約締結日から令和8年3月27日(金)まで

5. 成果品の提出

乙は、計画書の内容が確定した後、次のとおり計画書等（以下、「成果品」という。）を作成し、甲へ提出する。

なお、成果品に誤りが認められた場合は、乙において速やかに訂正を行い、その作業に係る費用は乙の負担とする。

- (ア) 提出期限 : 令和8年3月13日（金）
- (イ) 提出場所 : 袋井市役所しあわせ推進課社会福祉係
- (ウ) 提出物 :
 - a 業務報告書 1部
 - b 計画書（本編）1部
 - ・サイズ A4版
 - ・ページ数 110ページ程度（表紙・裏表紙を含む）
 - ・原稿形式 製作時の元データ及びPDFデータ
 - c 計画書（概要版）
 - ・サイズ A4判
 - ・ページ数 8ページ程度
 - ・その他仕様 中とじ
 - ・原稿形式 製作時の元データ及びPDFデータ

(4) 完了検査と契約代金の支払い

各年度の業務完了後、乙は成果品及びその他の関係資料等を整え、年度毎に甲の検査を受けることとし、検査に合格したときは、甲は乙の請求により契約代金を年度ごとに支払うものとする。

6 業務体制

本業務を円滑に進めるため、乙は本業務に必要な知識と経験を有する業務従事者を確保するなど、十分な業務体制を整備するとともに、業務全体を監視する統括責任者を定めること。

甲が、業務の進捗状況や業務内容について支障があると認めた場合は、業務体制を含めその改善を乙に求めることができる。この場合、乙は、速やかに改善策を検討し、甲と協議の上実施しなければならない。

7 留意事項

- (1) 乙は、本業務の実施に当たり、契約書及び仕様書に基づき、甲と常に密接な連絡を取り、正確かつ誠実に業務を行わなければならない。
- (2) 乙は、本業務が対象としている内容に関し、甲乙相互に共通の認識が持てるよう適切な資料を作成するとともに、甲と十分な協議を行わなければならない。
- (3) 乙は、本業務を円滑に行うため、過去の事例や知見に基づき最大限の助言及び支援を行わなければならない。
- (4) 乙は、本業務に係る各工程を一括して乙内で完結できること。基本的には第三者委託を禁止とする。ただし、作業工程の一部を委託する場合には、あらか

じめ甲の同意を得るものとし、再委託先の行った作業の結果については、乙が全責任を負うこと。

- (5) 乙は、甲から貸与された資料やデータ（以下、「貸与データ等」という。）について、管理簿を作成するなど、善良な管理者としての注意義務をもって適正に保管、管理しなければならない。また、貸与データ等は、甲から返還の指示のあった場合、必要がなくなった場合又は契約が終了した場合は、速やかに甲に返還しなければならない。
- (6) 著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利は、提出物の引渡しと同時に甲に帰属するものとする。
- (7) 本業務で用いられるイラスト及び写真素材等のうち、第三者が権利を有するものは、乙が利用に関する適切な処理を行い、それらの使用により甲に新たな費用や手続き等が発生しないよう十分留意すること。
- (8) 個人情報、秘密と指定した事項及び業務の履行に際し知り得た秘密（以下「秘密情報」という。）を第三者に漏らし、又は不当な目的で利用してはならない。契約終了後も同様とする。秘密情報を取り扱う責任者及び従事者は、秘密保持を誓約しなければならない。再委託先についても同様とする。
- (9) 本業務において不明な点が発生した場合、又は本仕様書に定めのない事項については、随時、甲乙間で十分な協議を行い、決定するものとする。

【本業務に係る担当課・担当者】

袋井市役所 しあわせ推進課社会福祉係 伊藤 高広

電 話 ： 0538-44-3121（直通）

F A X ： 0538-43-6285（直通）

メール ： shiawase@city.fukuroi.shizuoka.jp